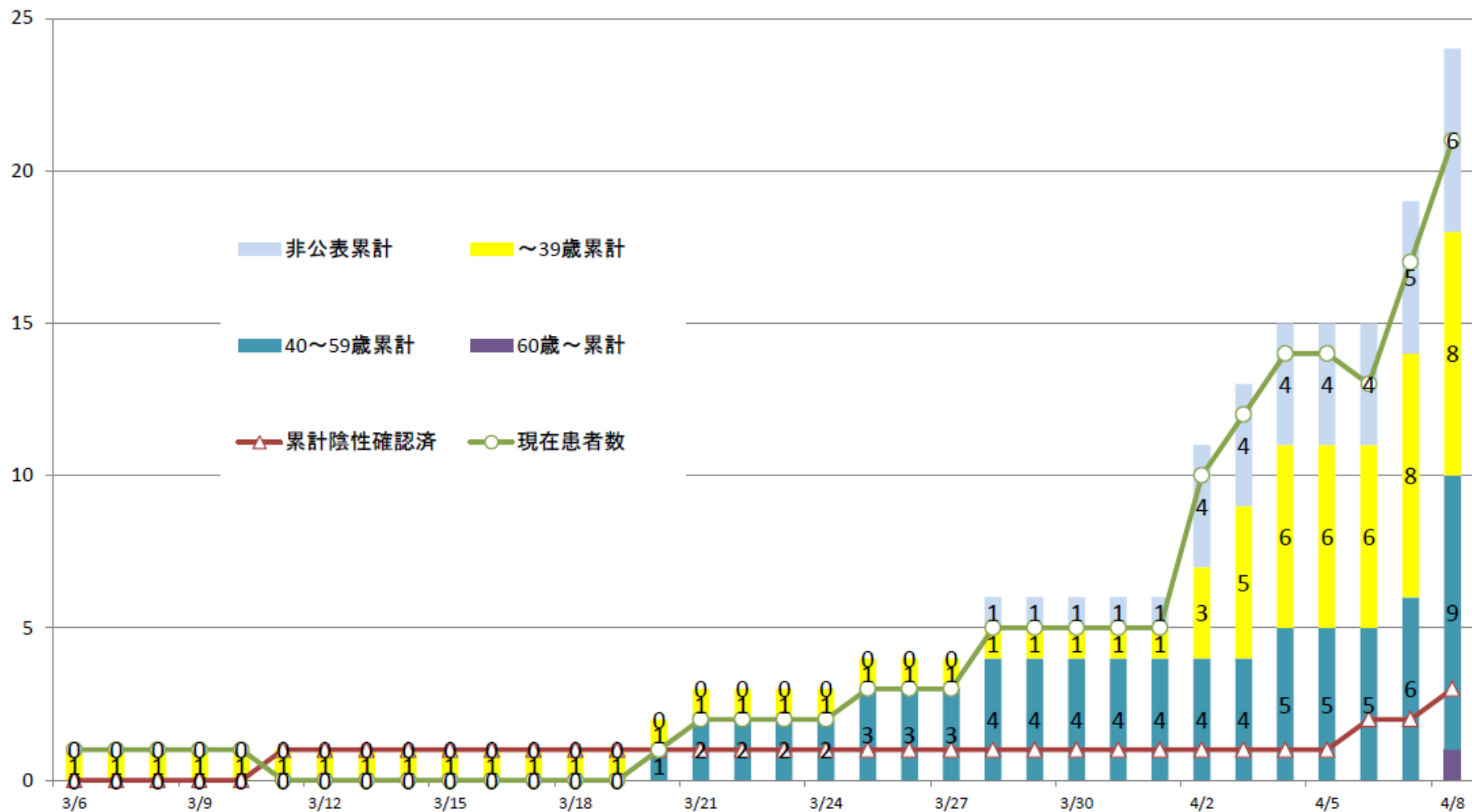


感染者の状況

新型コロナウイルス感染症対策に関する会議
令和2年4月10日

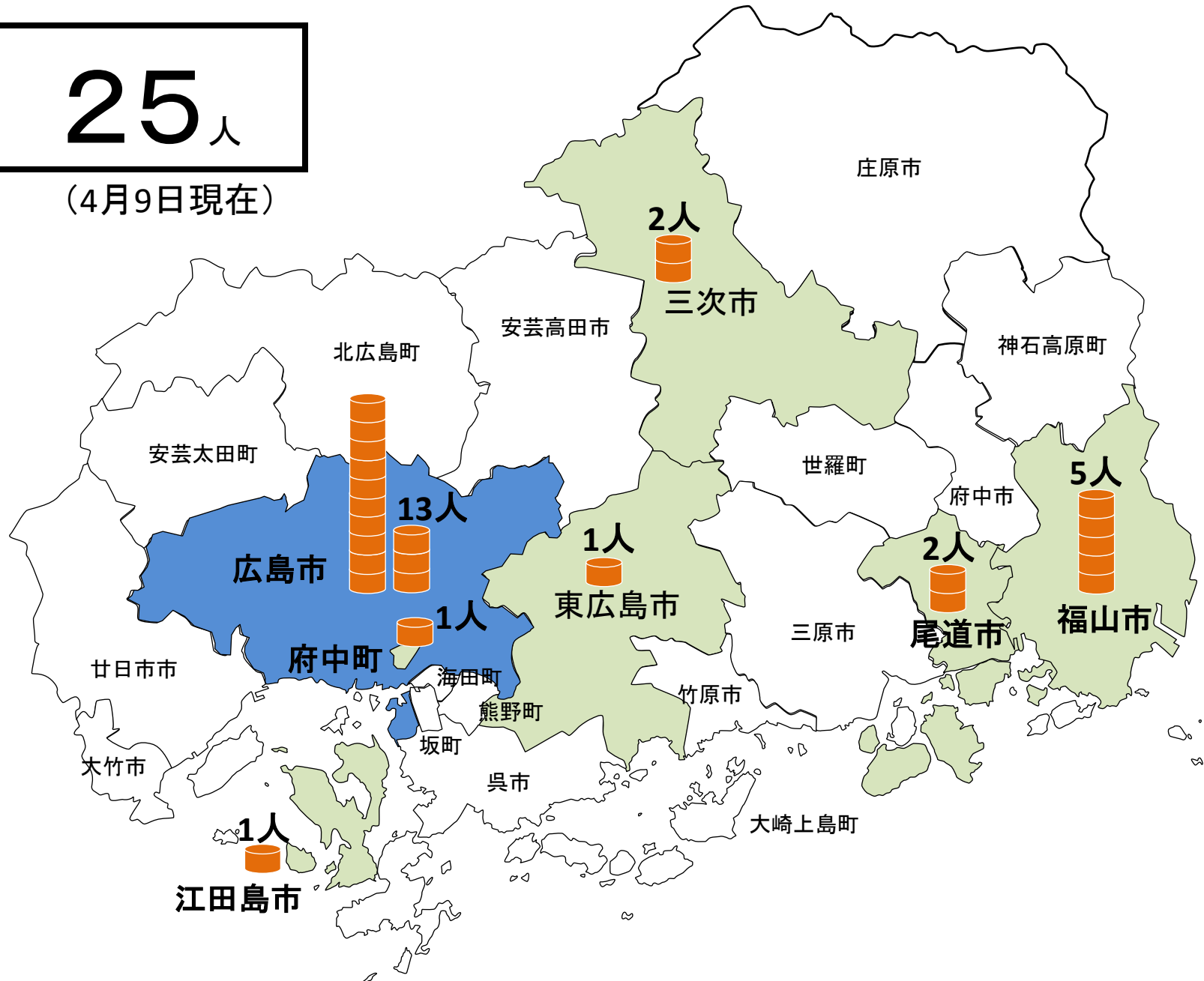
広島県における感染者状況(4月8日現在)



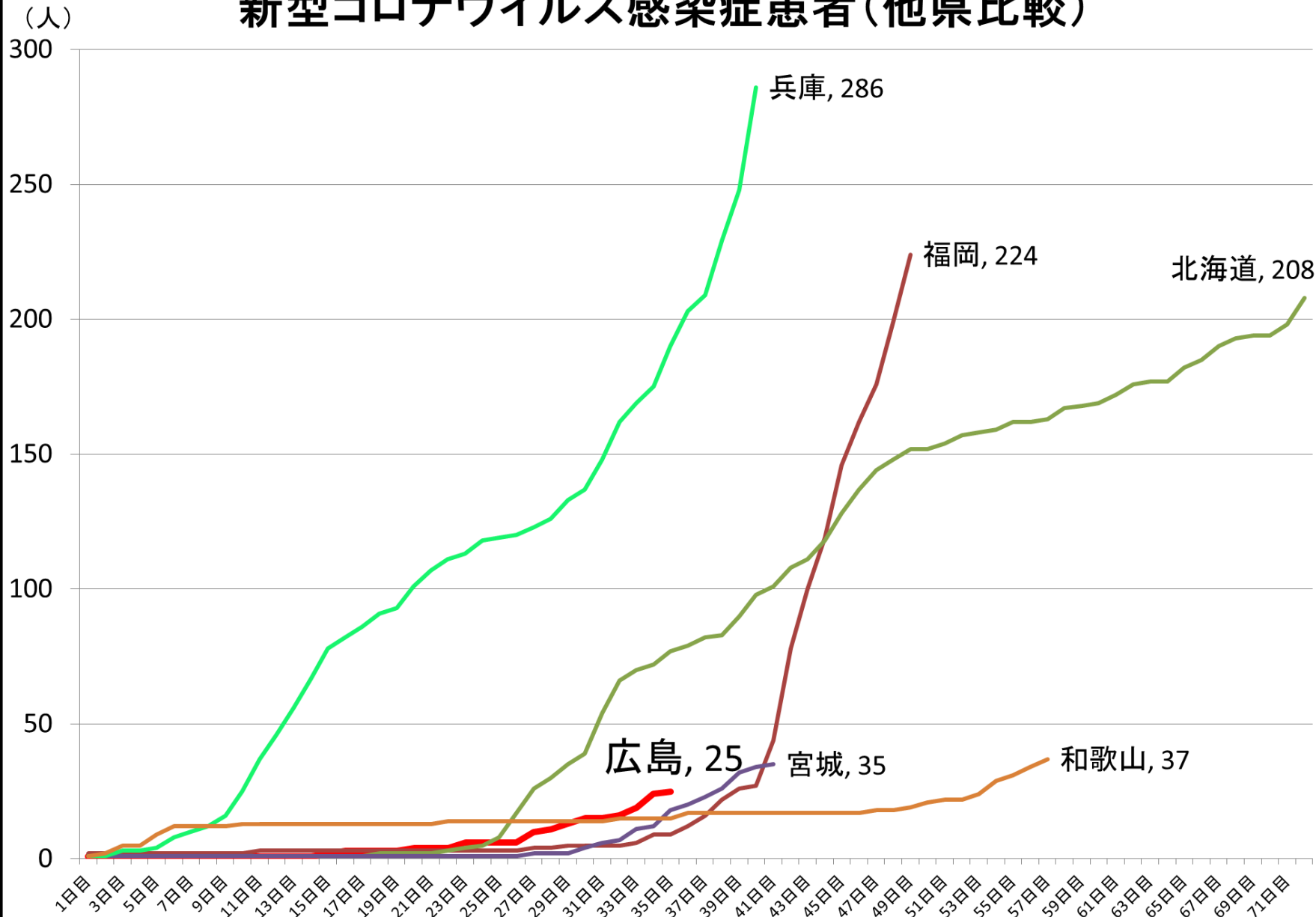
新型コロナウイルス感染症患者の状況（広島県）

25人

（4月9日現在）



新型コロナウイルス感染症患者(他県比較)



新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた確認事項

国が3月28日に示した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、都道府県は、管内の市町と迅速な情報共有を行い、対策を的確かつ迅速に実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条に基づく総合調整を行うこととなっていることから、次の点について方針を共有し、全県一丸となって感染症の拡大防止に取り組む。

1 感染拡大防止に向けた協力・連携について

検査や医療提供に係る必要な体制整備について、協力・連携していきます。

2 情報共有について

的確かつ迅速に対応できるよう、感染症の発生の状況、患者及び感染源に関する情報などを個人情報に配慮のうえ、速やかに相互共有します。

3 積極的疫学調査について

発症者については確実に積極的疫学調査を実施するとともに、無症状病原体保有者と接触した者についての感染の有無が重大視されている状況を勘案した上で、積極的疫学調査を実施します。

令和2年4月6日

広島県知事 湯 崎 英 彦
広島市長 松 井 一 實
呉市長 新 原 芳 明
福山市長 枝 廣 直 幹

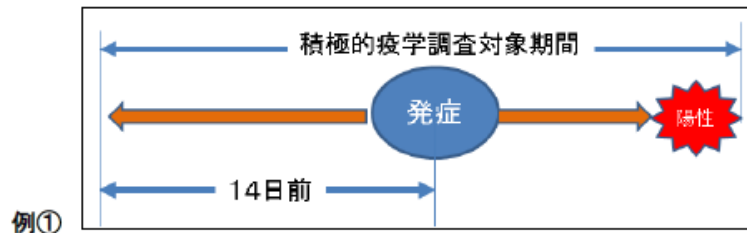
患者数が限定的な時期（県内発生早期）における

積極的疫学調査の考え方

■有症状患者の場合

- 明らかな患者との接触歴が無い場合

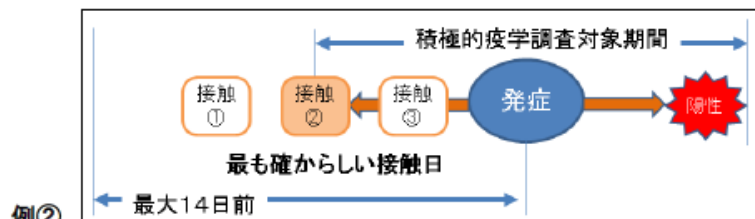
例① 発症日を起点として、
発症後及び発症前14日間の接触者について、
積極的疫学調査を実施



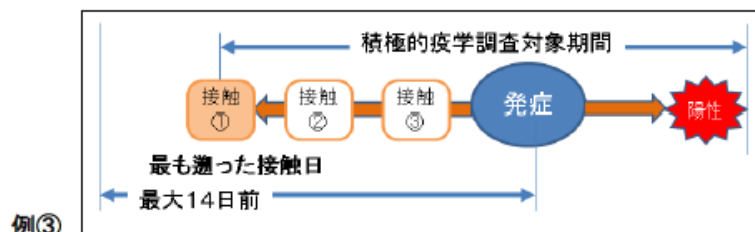
例①

- 患者との接触歴が有る場合

発症日から14日前の範囲内において、
例② 感染が最も確からしい接触日 又は
例③ 接触が複数回あり、感染の蓋然性の特定が困難な場合は、最も遡った接触日
を起点として、積極的疫学調査を実施



例②



例③

* 接触者への対応

- ・現在の健康状態（熱など風邪症状の有無、嗅覚・味覚消失も含む）を確認し、状態に応じて個別に医療機関へ受診するよう勧奨する。
- ・最終接触日から14日間の健康観察（日々の体温や風邪症状の確認）を実施するとともに、不要不急の外出の自粛を要請する。

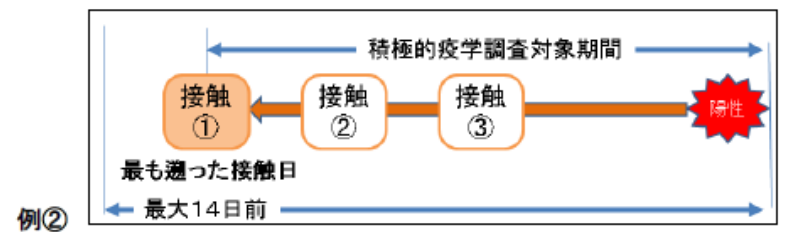
■無症状病原体保有者の場合

- 陽性判定日から14日前の範囲内において

例① 感染が最も確からしい接触日 又は
例② 接触が複数回あり、感染の蓋然性の特定が困難な場合は、最も遡った接触日
を起点として、積極的疫学調査を実施



例①



例②

* 接触者への対応

- ・現在の健康状態（熱など風邪症状の有無、嗅覚・味覚消失も含む）を確認し、状態に応じて個別に医療機関へ受診するよう勧奨する。
- ・最終接触日から14日間の健康セルフチェック（日々の体温や風邪症状の確認）と、不要不急の外出の自粛を要請する。

専門家の意見

広島県感染症専門員会議(令和2年4月9日)

- 現在は、2週間前の感染状況を見ている。現時点では、「感染確認地域」に位置付けられ、「感染拡大警戒地域」には、まだ至っていないが、非常に近い状況にある。
- しかし、感染の急拡大の兆しが見られ、2週間後にさらなる感染拡大をさせない行動変容が必要なため、外出自粛要請といった、継続的かつ具体的な強いメッセージが必要ではないか。
- 『子供は地域において、感染拡大の役割をほとんど果たしていない』との国の専門家会議の見解もあり、学校については、一斉休業までは不要と考えるが、臨時休業への準備は進める必要がある。
- ただし、数日間のうちに感染発症者が倍増するなど、感染の急拡大が明らかになった場合には、学校に関する対応を見直す必要がある。